

	哲 学	科 学
対 象	無前提の世 界の全体。 意味世界。	一定領域の 事実。 事実世界。
目 的	窮極的な意 味をもつ実 在の探究。 人生観、世 界観の樹立。	事実世界の 因果関係の 研究。 事実の体系 の樹立。
方 法	論証的。 理論により 正しい厳密 な使用。	実践的。 数量的記述 的に処理。
構 造	創造的。 たての論理。 意味の窮極 的原理と現 象との立体 的把握。	発見的。 横の理論。 事実と事実 との関係を 示す。
立 場	自己(自覚) 反省的。 包摂的。	即对象的。 真偽択一的。
原 理	根元的。 普遍的。	一面的。 客観的。

(1) 哲学と科学の比較

この問は、京セラの稲盛会長がよくいわれる言葉ですが、皆さんは、どのように納得されましたか？ 稲盛会長は例え話で、我社（京セラ）の役員会の詳細なデータを作成した高学歴の社員に、君なら京セラをどうしたいと考えるのかと聞くと決まって「解りません、それは役員会が決定することです」と答えるという。実はここに閉塞状況の理由があるのです。

今回から何回かに分けて芳村思風の感性論哲学をベースに論述しますが、できるだけ例を挙げて解りやすく説明していく予定です。まず、哲学には、カントの哲学やヘーゲルの哲学のように「誰々の哲学」は、存在しても、いわゆる一般的な哲学は存在しません。数学は、数と式(方程式や因数分解)、図形、関数など普遍性をもった内容があります。しかし哲学には、普遍性をもった内容といっても、誰々のいった説等となり、定義そのものも一定でなく内容も時代背景も違います。よって経営者に誰々の哲学を学ぶ事は必要かという問は成立しますが、経営者になぜ哲学が必要かという問は、正確とは言えません。哲学という内容には普遍的(広く共通する)内容を持っていないからです。よって哲学といっても左記の表のように、哲学の対象や目的、方法、構造、立場、原理を述べ、科学との比較を論じるしかありません。哲学の本質は、「哲学的に考える」という現実的な思考作用そのものの中にこそ存在するといえ、特定の哲学者の思想(考え方を纏めたもの)にあるものではありません。従って、表題の問は、経営者になぜ「なぜ哲学する」ことが必要かという問に改める必要があります。

次にその「哲学する、つまり哲学的に考える」ということは、どういうことか？一般的に我々は常識で考えているが、哲学的に考えるとは、常識を考えます。たとえば、「そんな意味ないよ」と常識的に話しているその「意味」とは、どういうことかを考えます。なぜ「より以上を目指すのか」「仕事とは何か」と考えるのも哲学の分野です。つまり哲学するとは、形成された在来の知識や前提に疑問をもち、現実の考え方や思想を根本から支える原理や前提に遡って、現実の知識や判断が本当に正しく間違っていないかどうかを確かめ反省する事なのです。そして、哲学の目的は、究極的な意味をもつ実在の探究で、人生観、世界観の樹立です。その対象は、無前提の世界の全体、意味の世界です。

人生観の樹立とは現在よりもっと素晴らしい生き方をするにはどうしたらよいか、世界観の樹立とは、もっと素晴らしい社会をつくるためにどうしたらよいかを考える事です。

しかし近代は科学の時代になりました。パソコンインターネットの普及をはじめ、事実を計算、分析したり、統計化したり、過去(原因)から現在(結果)への因果関係を追求することに集中しました。大学では過去の文献講読のような授業が多く学生達は、その事を勉強しても、将来の役に立たない事が感性で解った時点でやる気をなくしています。政治家は問題が起こってから対処療法を考え、10年前からの財政赤字について未だに解決方法も提示していません。本来経営者や政治家は、自社や日本の10年後20年後の理想を掲げられない原因は何か、哲学を軽視し科学的思考能力ばかり鍛えた結果です。東京大学を出た政治家が、他人ごとのように国家を語るのも、国家を客体化し、科学的思考で解説しているためです。科学は、対象を常に認識主観の外にもっています。そして「主観⇄客体」という関係の下に知識の最終的な真偽の基準を事実である客体の側に置きます。従って科学は既に存在していたものを事実の中から発見しようとする作業です。哲学における意味は「意識的に在らしめる」事によって初めて現実に入り得るといふ創造性を伴うものです。仕事を通じて社会に貢献し自分も成長したいという思いがある人は、努力し限界へ挑戦します。仕事を通じて自己創造、自己実現するという意識は、仕事を役割でもなく、遊ぶためのものでもありません。そのように考えた労働観をもつ人は、その精神もその意味の中に入ります。自分の考えた労働観が、自分の目標や目的になる、つまり対象化されるのです。

つまり哲学的に考える人は、主体的、自覚的になり、生きる力を創造していきます。(鈴木繁伸)

(2) 中小企業に開示制度が機能していない

会社法440条において、株式会社は「定時株主総会の承認後遅滞なく、貸借対照表又はその要旨を公告しなければならない」と定められています。大会社は、貸借対照表、損益計算書をHPで開示する場合は5年間開示する必要があります。そして罰則規定もあり、公告を怠り又は不正を公告した場合には、行政罰として100万円以下の過料に処すと定められています。

よって中小企業においてこの開示広告義務違反に100万円罰則を課すと政治が判断したら、私は、日本が資本主義への一步を歩むのではないかと考えています。250万社の何割かの株式会社の中小企業、3,500社の上場会社、仮に250万社の3割が株式会社であっても0.5%ほどしか現在実行されていない貸借対照表の開示、罰則も科されていない状況です。貸借対照表を開示するとなれば、虚偽開示も問題が発生し、粉飾が少なくなるのですが、公認会計士が少ない事、罰金作業を科すという行為が、行政に負担をあたえる等で実行できていません。

鈴木繁伸公認会計士・税理士事務所

経営計画策定・監査・会計・税務・労務・証券仲介業・宅建業など

所長/鈴木 繁伸 税理士・中小企業診断士/大輪 智彦 税理士/古河 宙 税理士/竹田 卓史 税理士/大槻 道伺 特定社会保険労務士/井上 宣子

【京都オフィス】京都市下京区仏光寺通柳馬場西入東前町408-1

TEL.075-352-3336 FAX.075-352-3033

【東京オフィス】東京都中央区日本橋大伝馬町12-3 ドマー二人形町1201

TEL.03-6206-2108 FAX.03-6206-2181

<http://www.suzuki-mb.co.jp/>

E-mail:suzuki@suzuki-mb.co.jp

何でも気軽にお問合せください。